

(案)

東村山市放課後子ども総合プラン(次世代育成支援行動計画)

1. 国「放課後子ども総合プラン」の概要

平成26年7月31日付文部科学省、厚生労働省通知（「放課後子ども総合プラン」について）により「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)および放課後子ども教室の計画的な整備等を目指すことになりました。

2. 東村山市「放課後子ども教室」の概要

平成19年に国は総合的な放課後対策として「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設しました。

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的としております。

東村山市では平成19年より「放課後子ども教室」を放課後に教室や校庭等の学校施設を活用し地域の方々に見守りをお願いして、実施しております。子ども達に安全で安心な活動場所を提供する事業であり、子ども達の自主的な活動を通じて相互の関係を築くことが出来るよう、放課後の環境づくりを推進しております。

3. 東村山市「放課後子ども教室」の実施状況

平成27年度現在

小学校名	事業開始年	開催日	開催時間
大岱小学校	平成19年9月	月～金	授業終了時～午後5時
秋津小学校	平成22年9月	水	〃
青葉小学校	〃	金	〃
富士見小学校	平成23年9月	月	〃

※10月～3月は各学校午後4時30分まで

4. 東村山市「放課後子ども教室」スタッフの体制

- ・コーディネーター 1名（全実施校で1名）

コーディネーターは運営委員会の方針に基づき、学校や関係機関・団体等との連絡調整、保護者に対する参加の呼びかけ、見守りボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置等総合的な調整を行っております。

- ・教育活動推進委員 4名（各校1名配置）

教育活動推進委員は、放課後子ども教室における総括的な役割を行っており、教育活動サポーターへの指示や学校との調整等、運営の全般を担っております。

- ・教育活動サポーター 登録者40名（実施日平均3名体制）

放課後子ども教室開設日において、各校に配置され、参加している児童の安全を見守り教育活動推進委員の指示の下、児童の付添や活動の補助を行っております。

5. 東村山市「放課後子ども総合プラン」(次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画)

(1) 「放課後児童クラブ」の平成31年度に達成されるべき目標事業量

量の見込み	確保方策	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①量の見込み	計	1,992人	2,019人	2,009人	2,021人	1,976人
	低学年	1,335人	1,350人	1,332人	1,314人	1,264人
	高学年	657人	669人	677人	707人	712人
②確保方策	規模数	1,395人	1,395人	1,434人	1,714人	1,994人
	施設数	25か所	25か所	25か所	32か所	39か所
③過不足②-①		▲597人	▲624人	▲575人	▲307人	18人

(2) 一体型の「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の平成31年度に達成されるべき目標事業量

全小学校区において一体型又は、連携型での実施を目指します。

※一体型 放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小中学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの

※連携型 放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小中学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに、放課後児童クラブの児童が参加する事

(3) 「放課後子ども教室」の平成31年度までの整備計画

- ・市内全域の小中学校の整備推進に努めてまいります。
- ・希望する学校区を調査、把握をし、実施に向けて計画的な整備を推進いたします。

(4) 「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- ・ 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、打ち合わせの場を設けます。
- ・ 実施の際には、実情に合わせたプログラムを立案し、また児童の安全面を配慮した人員配置に努めます。

(5) 小学校の余裕教室等の「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」への活動に関する具体的な方策

運営委員会において各学校の教室利用状況等について協議を行い学校側と話し合う機会を持ち放課後子ども総合プランの必要性について学校の理解を促し、学校施設の積極的な利用について協力を依頼してまいります。

(6) 「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

「放課後子ども教室」を担当している教育部社会教育課と「放課後児童クラブ」を担当している子ども家庭部児童課と定期的に打ち合わせを行い事業の推進について学校と調整を行います。

(7) 地域の実情に応じた「放課後児童クラブ」の開所時間の延長に係る取組

平成31年度までに開所時間延長支援事業を「放課後児童クラブ」で実施することを目指します。